

「北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則」第8条のうち、物品等供給契約に関する者の取扱いについて

(平成8年3月8日 財政局長決裁)

「北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則」(以下「特例規則」という。)第8条に規定する公告に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加しようとする者のうち、物品等供給契約に関する者の取扱いについて、必要な事項を次のとおり定めるものとする。

記

1 公告日以後に特定政府調達契約に係る競争入札参加資格の申請があった者の取扱い

(1) 特例規則第8条第1項に規定する競争入札参加資格の申請があったときとは、一般競争入札においては、当該公告日の翌日から起算して20日の間、指名競争入札においては15日の間とする。ただし、条件付競争参加資格に係る審査及び同等品審査等に時間を要する場合は、その期間を10日の間、急を要する場合は、その期間を5日の間に短縮することができる。

なお、申請書提出期限については、公告において明らかにするものとする。

(2) 市長は、前項の申請書提出期限の翌日から起算して、7日以内に当該競争入札参加資格(以下「特定資格」という。)の有無について決定し、その結果を当該申請者及び当該公告主管課長に通知するものとする。

(3) 前項の特定資格に係る審査は、「北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及審査等に関する規則」第4条に定める北九州市物品等供給業者資格審査委員会(以下「委員会」という。)において行う。

(4) 市長は、(2)により特定資格を有すると決定した者(以下「特定有資格業者」という。)を、(1)の申請書提出期限の翌日から起算して、10日以内に、特定調達有資格業者名簿(以下「特定名簿」という。)に記載するものとする。

(5) 特定有資格業者の特定調達に係る特定資格の有効期間は、特定名簿に記載された日の翌日から、3(3)による名簿の追加して記載された日までとする。

(6) 特例規則第8条第3項に規定している指名通知の時期は、(1)の申請書提出期限の翌日から起算して12日以内とする。

2 公告日前までに競争入札参加資格の申請があった者の取扱い

当該公告前までに競争入札参加資格の申請をした者で、競争入札参加資格を得ていない者から当該公告に係る競争参加の申出があった場合においては、1(2)から1(6)に準じて取り扱うものとする。

3 特定有資格業者に係る競争入札参加資格(以下「一般資格」という。)の取扱い

(1) 市長は、1(1)の申請書を受理した日の属した日の翌月中に一般資格の有無につい

て決定する。

(2) 一般資格の審査は、1(3)における委員会において行う。

(3) 市長は、(1)により一般資格を有すると決定した者を、決定月の最終日に「有資格業者名簿の記載時期及び受付期間について」の運用基準による有資格業者名簿（以下「名簿」という。）に追加して記載するものとする。

(4) 一般資格の有効期間は、3(3)による名簿に追加して記載された日の翌日から、当該名簿の有効期間の末日までとする。

付 則

この基準は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和7年5月1日から施行する。